

平成 30(2018)年度第 7 回大学院法務研究科（法科大学院）教授会議事録要旨

日 時： 平成 30(2018)年 11 月 14 日 (水) 14 時 00 分 ~ 14 時 39 分

場 所： 板橋校舎 2 号館 2-0221 会議室

構成員数： 8 名 (定足数 4 名)

出席 者： 7 名 (定足数充足)

欠 席 者： 1 名

議 長： 植村栄治 (法務研究科長)

議案 1. 学生の修業年限変更について

議長の指名により学生委員会委員長より、資料に基づき、在学生から未修长期 6 年から未修长期 5 年への修業年限を短縮し今年度での修了の希望が出されている、履修必要単位は全て修得している旨説明が為された。審議の結果、教授会は当該学生の修業年限短縮を承認した。

議案 2. 2019 年度兼担依頼について

議長より、資料に基づき、3 名の教員について、経営学部からの「行政法 A・B」(前期・後期／板橋校)、法学部(法律学科)からの「民法 2 A・2 B」(前期・後期／板橋校舎)、及び法学部(政治学科)からの「憲法 A・B」(前期・後期／東松山校舎)、「行政法 A・B」(通年／板橋校舎)の兼担依頼について説明が為された。審議の結果、3 名の平成 30(2018)年度兼担を承認した。

議案 3. 2019 年度法科大学院学年暦について

議長より、資料に基づき、法務研究科の 2019 年度学年暦について、授業開講が土曜日のみとなるため、前期において大学や他の研究科より早い授業開始になること、5 月 1 日(水)の天皇即位及び前後の休日化、10 月 22 日(火)の即位礼正殿の儀の休日化により、今年度限りの休日が増えかつ大学学年暦自体が今後変化する可能があるが、基本的に授業開講を土曜日のみにしている法務研究科においては影響がないため全て通常授業日とすること、後期の定期試験及び追試験は日曜日を設定していること、授業いずれの曜日も 14 回の授業回数を確保していることの説明が為された。

審議の結果、教授会は 2019 年度法科大学院学年暦としてこれを承認した。

議案 4. 平成 30(2018)年度予算編成(案)について

議長の指名により事務室事務長より、冒頭に、来年度予算編成(案)について、本教授会の前に開催された総務委員会において検討された旨報告が為された。次いで、学園理事会から示された平成 31 年度予算編成(案)において、「平成 27 年度から学生募集を停止した法科大学院は、本年 8 月、キャンパスを信濃町から板橋に移設し、規模の縮小を図っている。」旨言及されているとの説明が為された。予算積算の具体的説明について、資料に基づき、法務研究科における人件費等を除く教育研究経費予算内示額は¥8,042,000 で、昨年の¥9,500,000 より¥1,458,000 減、管理経費予算内示額は¥0 で、昨年と同様である、法務研究科事務室予算では教育研究経費は¥600,000 で、昨年の¥3,000,000 より¥2,400,000 減、管理経費予算は¥8,000 で変動はなかった、法務研究科及び事務室の教育研究費予算について、法務研究科では昨年度比 85%、事務室においては 20% の内示額であったが、校舎移転に伴う図書室に係る経費及び教員の退職・移籍に伴う研究費の削減により、2019 年度に計上すべき予算は内示額さえも相当程度下回る規模で充当できる見込みである(法務研究科：内示額より¥3,795,000 少額、事務室：内示額より¥363,000 少額)、他方、これらの積算額の小規模化の中で、來

年度の事業計画における司法試験合格をより意識した支援を目指し、学習指導員による論文ゼミの指導体制の強化を図るための予算である教）支払報酬費を¥400,000 から¥720,000 とほぼ倍額、この他 TKC や LLI といった教育支援データベース、法律情報システムに係る消費税増分を増額している旨説明が為された。2019 年度予算編成（案）について、審議の結果教授会はこれを承認した。

議案 5. 学生による授業評価アンケート（後期）の実施について

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、後期における授業評価アンケートに係る説明が為された。審議の結果、教授会はこれを承認した。

報告承認事項：

1. 平成 30(2018) 年度後期定期試験について

議長の指名により教務委員会委員長より、昨年同様に履修者 3 名以内の科目を対象として（後期開講科目の全て）定期試験の実施如何について調査を行ったが、対象科目全てが定期試験を実施しないとの回答であった、よって後期も定期試験を実施しない旨説明が為された。教授会はこれを承認した。

2. 教員の兼職について

議長より、資料に基づき、教員の兼職について、国務省から依頼が為されているが、回答の期限が 11 月初旬であったため研究科長承認にて手続きを進めた旨の報告が為された。教授会は当該教員の兼職について承認した。

報告事項：

1. 2019 年度事業計画（案）について

議長の指名により事務室事務長より、資料に基づき、法務研究科事務室の 2019 年度事業計画（案）については、ここ数年同様の「在学生並びに法務研修生対象学修支援事業」とし、法務研究科生の究極の目的である司法試験合格をより意識した支援を目指し、学生の成績データを多面的に分析し、弱い（必要な）分野を析出し、状況に即した（弱点を補強する）学習指導体制の準備を進めていく、具体的には、論文ゼミ指導の回数を増やしていくが、来年度の予算編成案でこの部分の予算を今年度の¥400,000 から¥720,000 とほぼ倍額に旨報告が為された。教務委員会委員長より、論文ゼミ指導を強化する学習指導員体制として、今年度で退職する 3 名の専任教員を学習指導員として再雇用していく旨の報告が為された。

2. 2019 年度大学院学年暦（案）について

議長より大学院の 2019 年度学年暦について報告が為された。天皇即位に關係して今後流動化する可能性がある旨示唆された。

3. 2019 年度学部入試業務（試験監督）の要請について

議長より、入試広報部から専任教員対象に 2019 年度学部入試に係る業務手伝いが要請された、板橋校舎で実施される全学部統一（前・後期）、3 教科一般入試業務（試験監督）で、1 名ずつ延べ 6 日間に割り当てられたが、4 名の専任教員にて担当する旨報告が為された。

4. 平成 30(2018) 年度司法試験合格者体験発表会開催について

議長の指名により学生委員会委員長より、本年度司法試験の合格者による合格体験発表会を以下の日程で行う、なお当該合格者から寄せられた体験を記したペーパーを配布する旨報告が為された。

日 時：11月23日（金）の午前10時30分から2時間程度

場 所：2号館 2-221 会議室

教務委員会委員長より、中断しているニュースレターに掲載しては如何かとの意見が出された。

法務学会庶務委員会会計担当の教員より、今回合格体験発表をする合格者には法務学会から交通費として「車代」を支給したいが、これまで法務研究科に在籍していた教員が運営する弁護士事務所より祝い金が贈られてきたため別途の支給をしてこなかった、当該祝い金が贈られなかつた過去の時期において車代として¥5,000 を法務学会費から支出し支給した経緯があるが、¥5,000 では少ないとと思われる、今年度においては当該教員が退職したため祝い金の支給ができないことにより、今年度の法務学会予算書に「夏季セミナー新司法試験合格体験談報告会報酬」として計上した¥40,000 から¥20,000 を支給し、祝い金と併せ交通費として充当させたい旨の提案が為された。

協議の結果、法務学会は司法試験合格体験談報告会時車代について、¥5,000 から¥20,000 に増額して支給することを承認した。

5. 法務研究科の廃止に係る規則の制定及び法務研修生規程の改正について

議長より、10月の教授会で提案した、専任教員の学部への移籍に伴う法務研究科の管理運営体制整備に係る規則の制定、及び今後の法務研修生の取扱いを規定することを目的とする現規程の改正について、文科省に対して行う法務研究科廃止の手続きの時期を在学生の全員修了時か、あるいは法務研修生受け入れ期限(法務研究科を最後に修了する者が司法試験を受験できる最終年度の5月末日まで)とするのか現在文科省に確認中であるが、文科省の回答によっては規程の名称・内容に変更が必要になるため、本規程については文科省からの回答を待った上で再度教授会に諮る旨の報告が為された。

予定された議案の審議及び報告がすべて終了したので、議長は14時39分閉会を宣した。

以上